



# いじめ防止基本方針



志布志市立田之浦小学校

平成29年8月21日

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に大きな影響を与え、状況によっては生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあります。

田之浦小学校は、一人一人の児童のよさを生かしつつ、日々の教育活動を展開してきています。わたしたち職員は、全ての児童が、「学校が楽しかった」と言えるような教育活動を目指し、優しくおもいやりのある児童に育つことを願っています。

わたしたちはこれまでも「いじめは絶対にいけないこと」を基本にして、いじめが起こらない田之浦小学校を目指してきています。

こうした状況の中で、平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の第12条に基づき、平成29年3月31日「志布志市いじめ防止基本方針」が策定されました。

これを受けて、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する「志布志市立田之浦小学校いじめ防止基本方針」を定めました。

## 〈 目 次 〉

第1章	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの定義	1
3	いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
(1)	いじめの禁止および防止	1
(2)	いじめの早期発見	1
(3)	いじめへの対処	2
4	基本方針の点検と見直し	2
第2章	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	2
1	いじめ防止等のための組織	2
2	いじめ防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネットいじめへの対応	4
3	重大事態への対応	5
4	年間計画	5

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。田之浦小学校では、次の4点を基本理念として掲げます。

- 1 いじめは、決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知に努めます。
- 2 いじめを受けている児童を守ります。
- 3 いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の態勢で臨みます。
- 4 本校からいじめの一掃を目指します。

### 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)では、いじめを次のように規定しています。

#### (第2条)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

「いじめ対策必携」(鹿児島県)参照

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの禁止および防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要です。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめサインを見逃すことなく、早期に発見し、早期対応に努めます。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめ解決に向けて、特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

#### 4 基本方針の点検と見直し

- (1) 4月学年初めの職員会議で本校のいじめ防止基本方針を全職員に提示し、全ての職員が同じ認識で取り組むようにしていきます。
- (2) いじめ基本方針が田之浦小学校の現状に即しているか、毎学期末に「取組評価アンケート」を実施し、全職員により点検を実施し、機能していない内容については見直しを行います。
- (3) いじめ基本方針は、ホームページに掲載し、だれでも自由に閲覧できるようにします。

### 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

#### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うためには、組織的に取り組んでいく必要があります。田之浦小学校では、次のとおり「いじめ対策委員会」を設置し、日頃から取り組んでいきます。

#### 【いじめ対策委員会】

##### 1 役割

いじめ問題を考え、いじめ防止の取組策について評価・反省・見直しをするとともに、いじめが起きたときは、早急な解決を図ります。具体的には、つぎの役割があります。

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの役割
- (2) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- (3) いじめに係わる情報があったときの緊急会議の開催の役割
- (4) 関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (5) いじめを受けた児童への支援、加害児童に対する指導の方針および保護者との連携対応等、組織的に実施する役割
- (6) 年間計画の作成、実行、検証、修正を行う役割
- (7) 職員の校内研修の企画と実施の役割
- (8) 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての点検と見直しをする役割

##### 2 構成員

校長ほか全職員で構成します。場合によっては、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校運営協議会、民生委員等の地域、関係機関からの出席も考えられます。

##### 3 委員会

毎月1回実施 ただし、状況に応じては、臨時に招集します。

## 2 いじめ防止等に関する措置

### (1) いじめの防止のための取組

- ア 日々分かる授業を実践し、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫します。
- イ ルールを守り、規律正しい学校生活を送るための粘り強い指導に努めます。
  - ・ 「はきものをそろえる」「止まってあいさつ」等共通実践事項の指導の徹底
  - ・ 全職員による「田之浦小よい子の一日」を中心にしたぶれない一貫した生活指導
- ウ 児童一人一人の自己有用感を高める工夫します。
  - ・ あらゆる活動で児童の頑張りの賞賛
  - ・ 児童一人一人に目標を持たせ、それを達成する喜びの醸成
- エ 「いじめ問題を考える週間」の取組をします。(4月・9月)
  - ・ 全校朝会での校長講話
  - ・ 児童が主体となった「いじめ防止標語」の作成と掲示
- オ 12月の人権週間における思いやりの心を育てる道徳の授業実践をします。
- カ 毎月1回「心の教育の日」における道徳の授業実践と朝の会での担任の説話を実施します。
- キ 児童が友達によさに気づき、よさを伝える「えがおの木」の取組をします。
- ク JRC登録校として、ボランティア精神に則り、自分で気づき実行する児童の育成を推進します。
  - ・ 花の世話による情操を高める指導
  - ・ 空き瓶回収、ごみゼロ運動の推進
- ケ 教育相談週間における児童と担任との積極的な対話を図ります。(6月)
- コ 児童会活動として、児童が主体的に考え、実行する場の設定をします。(昼休みの遊び等)
- サ 「いじめ対策必携」等を活用しての職員研修の充実に努めます。(4月)
- シ 月1回「いじめ対策委員会」を開催し、現状について共通理解します。
- ス 仲間づくりを児童だけに任せることなく、教師が主体となって、具体的な場面で公平に他の友達と接することができるように配慮、指導します。

### (2) いじめの早期発見

- ア いじめアンケートの実施と考察をします。(5月)
- イ 職員同士の連携と情報共有(職員朝会・職員会議・心の教育推進委員会)を密にします。
- ウ 日々の児童の言動に敏感になり異変を感じるよう注意をはらいます。  
次のような児童の様子を見逃さないようにします。

- 最近、一人でいることが多く元気がない。
- 隣の机と机の間が、いつも微妙に離れている。
- 一緒に遊んでいることが少ない。
- 最近、登校が時間ぎりぎりである。
- 給食を残すことが多くなった。
- 公平に当番活動を決めたはずなのに、いつも同じ仕事をしている。

- エ 家庭学習における日記から心情の把握に努めます。
- オ 年3回の「学校楽しいと」の実施と分析、考察を実施します。(6月・11月・2月)
- カ 保護者からの電話、会話等を真摯に受け止めます。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめと疑われる事例が発生した場合は、速やかに「いじめ委員会」を開催します。

・ 事実把握 ・ 解決のための手順確認 ・ 指導内容の確認 ・ いじめの背景等

イ いじめられた児童といじめた児童，周囲の児童への具体的な指導の留意点は，次のとおりです。

いじめられた児童への対応	いじめた児童への対応
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 信頼できる職員が対応する。</li><li>○ 最後まで守るという姿勢を貫く。</li><li>○ 心のケアに努める。</li><li>○ 保護者に対して，今後の方針をていねいに説明する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 安易な謝罪で済まさない。</li><li>○ 相手の痛みを理解させる。</li><li>○ 今後の生活の仕方を考えさせ，自己決定させる。</li><li>○ 家庭環境への支援を継続する。</li></ul>
周囲の児童への対応	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ いじめの傍観者を作らないようにする。</li><li>○ 一步踏み出す勇気を持つ大切さを指導する。</li><li>○ 傍観者を勇気ある仲裁者に育てる。</li></ul>	

ウ 今後の対応(いじめの解消)

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも次の2点の要件が満たされている必要がある。

- ・ 少なくとも3か月を目安として，いじめに係わる行為が止んでいること
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

エ 保護者への説明

- ・ いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた児童・保護者といじめを行った児童・保護者との間でトラブルが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有します。

### (4) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめとは

「ネットいじめ」とは，携帯電話やパソコンを通じて，インターネット上のウェブサイトの掲示版などに，特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり，メールを送ったりするなどの方法により，いじめを行うものです。

イ ネットいじめの態様

- ・ 誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ），プロフ（プロフィールサイト）に，特定の子どもの誹謗・中傷を書き込み，いじめにつながっている場合もあります。

- ・ 個人情報無断で掲載

掲示板やブログ，プロフに，本人に無断で，実名や個人が特定できる表現を用いて，電話番号や写真等の個人情報が掲載され，そのために，迷惑メールが届くようになったり，個人情報に加えて，容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ，クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったりしたケースがあります。

- ・ 他人になりすまして犯罪行為を行うこと  
他人になりすまして、無断でプロフなどを作成し、その特定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害があります。

#### ウ ネットいじめの予防

- ・ フィルタリングや家庭内ルールの作成などについて、保護者への啓発を図ります。
- ・ 総合的な学習の時間や特別活動における情報モラル教育の充実を図ります。
- ・ 児童を対象とした外部専門家による講演会などでネット社会についての講話を実施します。
- ・ インターネット利用に関する職員研修を実施します。

#### エ ネットいじめの対応

- ・ 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またはネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめを把握します。
- ・ 不当な書き込みを発見したときは、掲示板等の管理者に削除を依頼します。

### 3 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味と事態例は、次のとおりです。

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
・ 児童が自殺を企図した場合
・ 身体に重大な障害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合
・ 精神性の疾患を発症した場合
○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識します。
○ その他の場合 児童や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) その他

学校は、重大事態を認知した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告を行います。

### 4 年間計画

月	児童関係	職員関係 検証・見直し等
4月	・ いじめ問題を考える週間 ・ いじめ防止標語募集と掲示	・ 基本方針及び年間活動計画の確認 ・ 保護者への基本方針の説明(P T A総会)
5月	・ いじめアンケート	・ ホームページ更新 ・ 保護者向けネットモラル講習会
6月	・ 「学校楽しいーと」 ・ 教育相談 ・ 携帯・ネット利用実態調査	・ 保護者との教育相談

7月	・学校評価アンケート	・学校評価分析・考察 ・基本方針見直し
8月		・外部講師による研修会
9月	・いじめ問題を考える週間 ・いじめ防止標語募集と掲示	
10月	・いじめアンケート	
11月	・「学校楽しいーと」	
12月	・学校評価アンケート	・人権週間 ・学校評価分析・考察 ・基本方針見直し
1月		
2月	・「学校楽しいーと」	
3月	・学校評価アンケート(総括)	・学校評価分析・考察 ・基本方針の見直し，次年度へ向けて

※ 毎月1日は「心の教育の日」とし，道徳の授業を実施したり，思いやりの心を育てる学級担任による説話を行ったりします。